

令和 3 年度

定期監査報告書

教育委員会

定期監査実施日

令和 3 年 11 月 2 日

西和賀町監査委員

◆教育財産は関係法令等に基づき適正に管理されているか

西和賀町教育財産管理規則

・趣旨	(第 1 条)
・財産事務の所感及び分掌	(第 2 条)
・教育財産台帳等	(第 3 条)
・災害共済への委	(第 4 条)
・教育長への申出	(第 5 条)
・分掌換え	(第 6 条)
・教育財産の種別等	(第 7 条)
・教育財産の再評価	(第 8 条)
・定期又は異動の報告	(第 9 条)
・教育財産の使用の許可申請	(第 10 条)
・使用の許可	(第 11 条)
・使用の不許可	(第 12 条)
・使用許可の変更	(第 13 条)
・使用許可の取消し	(第 14 条)
・返還申請	(第 15 条)
・使用の許可期間	(第 16 条)
・用途廃止	(第 17 条)
・補則	(第 18 条)

監査の対象部署

- ・ 学務課
- ・ 生涯学習課

監査日

令和3年11月2日（火）

監査の範囲

教育財産の管理は関係法令等に基づき適正に管理されているか。
（西和賀町教育財務規則第1条から第18条まで）

監査の方法

監査対象課から備品に関する教育財産に関する財産台帳等の関係資料の提出を求め、担当課長から主に資料の説明と現状の教育財産の管理体制などについて説明を聴取した。

監査の主な着眼点

- 財産管理は関係法令等に基づき適正に管理されているか。
- 財産台帳が規則に沿って整理され、再評価、取得、処分等の経過が記載されているか。
- 財産の管理体制は明確になっているか。

監査結果

地方自治法において「財産」とは「公有財産、物品及び債権並びに基金をいう（地方自治法第237条第1項）。」とされ、公有財産の管理及び運用については「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない（地方財政法第8条）。」とある。

その法の趣旨に沿い、西和賀町教育財産管理規則に基づいて町の教育財産が管理及び運用されているかを監査した結果、教育財産管理は規則で定める取扱いとなっていない不十分な状態であった。規則に基づいた適正な事務の執行を検討いただきたい。